

1 概要

六代目山口組と絆會に関連して、銃器を使用した事件が発生している状況を受け、茨城県、三重県等6府県の公安委員会が、両団体を「特定抗争指定暴力団等」として指定するための手続を開始。

2 関係公安委員会

茨城県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府及び兵庫県の各公安委員会

3 指定の内容

(1) 指定に係る指定暴力団

六代目山口組

絆會

(2) 警戒区域

茨城県：水戸市の区域

愛知県：名古屋市の区域

三重県：桑名市、名張市及び伊賀市の区域

滋賀県：大津市の区域

大阪府：大阪市の区域

兵庫県：神戸市の区域

(3) 指定に伴う規制

警戒区域内において、

- ・ 事務所の新設
- ・ 対立組織の組員に対するつきまとい
- ・ 対立組織の組員宅、事務所付近のうろつき
- ・ 多数での集合
- ・ 事務所への立入り

等の行為が直罰をもって禁止される。

(3年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその併科)